

2020年3月10日 全4頁

新型コロナウイルス感染症に伴う 株主総会、決算・開示の対応について

法務省、金融庁、東証が文書を公表

金融調査部 主任研究員 横山 淳

[要約]

- 新型コロナウイルス感染症に関連し、株主総会の開催や決算・開示（有価証券報告書等の提出や適時開示）などの手続に支障が生じる可能性がある。
- これを踏まえて、法務省（「定時株主総会の開催について」）、金融庁（「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」）、東京証券取引所（東証）（「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」）は、対応についての見解を相次いで発表した。
- 法務省は、新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる、との見解を示している。ただし、定款に定めた基準日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催できない場合は、新たな基準日を定める必要があるとしている。
- 金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに有価証券報告書等の提出ができない場合は、財務局長等の承認により提出期限を延長することが認められるとしている。
- 東証は、新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から45日以内」などの時期にとらわれず、確定次第に開示することで差し支えないなどの見解を示している。

新型コロナウイルス感染症の企業法務への影響

新型コロナウイルス感染症に関連し、株主総会の開催や決算・開示（有価証券報告書等の提出や適時開示）などの手続に支障が生じる可能性がある。

これを踏まえて、関係機関が、その対応についての見解を相次いで発表している。具体的には、例えば、次のようなものがある。

法務省「定時株主総会の開催について」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html>

東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」

<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200210-01.html>

本稿では、これらの概要を紹介する。なお、本稿は、企業法務に関する助言を提供することを意図するものではない。実際の対応については、顧問弁護士等にご確認いただきたい。

法務省「定時株主総会の開催について」

法務省は、2020年2月28日に「定時株主総会の開催について」を公表し、新型コロナウイルス感染症に伴う定時株主総会の開催や剰余金の配当等の延期に関する会社法上の解釈を示している。ポイントを要約すると次のようになる。

1. 定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて

- 定款の定めがある場合でも、通常、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではない。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる。
- 会社法は、事業年度の終了後3ヶ月以内の定時株主総会の開催を要求しているわけではない。

2. 定時株主総会の議決権行使のための基準日について

- 定款に定めた基準日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じた場合は、新たに議決権行使のための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告する必要がある。

3. 剰余金の配当の基準日

- 新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた日を基準日とする剰余金の配当をすることができない状況が生じたときは、その基準日の株主に対する配当はせず、それとは異なる日を基準日と定め、剰余金の配当をすることもできる。
- 上記のように、剰余金の配当の基準日を改めて定める場合には、当該基準日の2週間前までに公告する必要がある。

なお、非常時における株主総会の運営に関しては、今回とは背景となる事情は異なるが、東日

本大震災に際して経済産業省が公表した「当面の株主総会の運営について」（平成 23 年 4 月 28 日）も参考となるだろう¹。

金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」

金融庁は 2020 年 2 月 10 日に「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」を公表した。この中で金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響に関連し、金融商品取引法に基づく開示書類（有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書）の提出期限について、次のように財務局長の承認により延長が可能であるとしている。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することが認められていますので、ご遠慮なく所管の財務（支）局にご相談ください。

同様に、臨時報告書についても、「新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われる」としている。

東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」

東京証券取引所は 2020 年 2 月 10 日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」を公表した。この中で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う適時開示実務上の取扱いに関する見解を明らかにしている。ポイントを要約すると次のようになる

1. 決算及び四半期決算の内容の開示

- 新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、上場会社は、「事業年度の末日から 45 日以内」などの時期にとらわれず、確定次第に開示することで差し支えない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、上場会社が、その旨（及び確定時期の見込みがある場合には、その時期）の適時開示を行うことを検討するように求めている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定した場合には、上場会社は、その旨の適時開示が必要。

¹ 経済産業省のウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/guideline.pdf)。

2. 事業活動等への影響に関する開示

- 新型コロナウイルス感染症が上場会社各社の事業活動や経営成績に及ぼす影響は、投資者の投資判断及び株式等の価格形成にも影響を与えることが見込まれる。
- 不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、上場会社に対し、役職員や取引先その他の関係者の健康及び安全の確保を最優先したうえで、可能となった時点で、速やかにかつ積極的に、(新型コロナウイルス感染症が上場会社各社の事業活動や経営成績に及ぼす) 影響等に係る情報開示を行うことを検討するように求めている。

3. 業績予想に関する開示

- 新型コロナウイルス感染症が事業活動及び経営成績に与える影響により、決算内容の開示に際して業績予想の合理的な見積もりが困難となった場合や、開示済みの業績予想の前提条件に大きな変動が生じた場合などは、上場会社は、その旨を明らかにして、業績予想を「未定」とする内容の開示を行い、その後に合理的な見積もりが可能となった時点で、適切にアップデートを行うことなどが考えられる。